



## 速報 平成30年度予算案 閣議決定

12月22日、政府は平成30年度予算案を閣議決定した。文部科学関係予算案の主な事項は次の通りである。

事 項	平成30年度予算額	前年度比較(▲減)
<b>&lt;社会を生き抜く力の養成&gt;</b>		
新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築	1兆5,355億2,100万円	▲12億700万円
これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上	14億6,800万円	▲1億800万円
地域と学校の連携・協働の推進	71億700万円	1億7,500万円
情報活用能力の育成を含む教育の情報化の推進	7億900万円	1億2,200万円
切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実	24億3,500万円	1億9,300万円
道徳教育抜本的改善・充実等	35億2,400万円	15億6,700万円
いじめ・不登校対応等の推進	63億9,700万円	2億6,200万円
高大接続改革の推進	57億9,100万円	4,200万円
<b>&lt;未来の飛躍を実現する人材の養成&gt;</b>		
初等中等教育段階におけるグローバルな視点に立って活躍する人材の育成	201億9,200万円	▲10億6,500万円
<b>&lt;学びのセーフティネットの構築&gt;</b>		
幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進	330億円	21億100万円
学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進	26億7,700万円	2億9,500万円
高校生等奨学給付金	132億7,900万円	▲3億4,600万円
公立学校施設の教育環境の改善等の推進	681億9,400万円	▲8億2,000万円

### ◆ 義務教育費国庫負担金

#### 《教職員定数の改善》

- 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革 [+1,090人]
  - ・ 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実 +1,000人
  - ・ 中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実 +50人
  - ・ 共同学校事務体制の強化（事務職員） +40人
  
- 複雑化・困難化する教育課題への対応関連 [+505人]
  - ・ 教育課題への対応のための基礎定数化関連 +385人

(平成29年3月義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

    - ・ 通級による指導 +505人
    - ・ 日本語指導 +58人
    - ・ 初任者研修 +63人
    - ・ 自然減等 ▲241人
  - ・ 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人
  - ・ 「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備関連（養護教諭、栄養教諭等） +20人
  - ・ 学校統合・小規模校への支援 +50人

#### ◆ 専門スタッフ・外部人材の拡充

- ・ スクール・サポート・スタッフの配置・・・3,000人
- ・ 中学校における部活動指導員の配置・・・4,500人

(詳しくは、[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1399821\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1399821_2.pdf))

文部科学省は、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化等を一体的に推進するため、3,415人の定数改善を要求していた。

今回示された予算案では、学校における指導体制強化に向けた小学校の英語科専科教員に1,000人や中学校の生徒指導担当教諭の充実に50人、「チーム学校」実現のための養護教諭、栄養教諭等の配置拡充による指導体制の改善に20人とわずかではあるが認められ、全日教連の主張が通ったものとなった。また、スクール・サポート・スタッフに3,000人、部活動指導員の配置に4,500人がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画できるようになった。

しかし、学校現場の状況を踏まえると、今回の予算措置による教職員定数の改善等では、学校における働き方改革の推進には全くつながらないと言わざるを得ない。教職員の多忙の解消につながる指導・運営体制が構築されないままに新学習指導要領を実施することは、教育の質の低下につながりかねない。

全日教連は、今後も新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革の実現が図られるよう、義務標準法の改正を伴う基礎定数の改善等について更に粘り強く関係諸機関に対して要望していく。